

改定後	改定前																
<u> </u> 建築物耐震診断業務委託共通仕様書	福島県建築物耐震診断業務委託 <u> </u> 仕様書																
第一章 総則 第1条 (略) 2 委託仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。 ただし、委託仕様書の間には相違がある場合、委託仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。	第一章 総則 第1条 (略) 2 委託仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。 ただし、委託仕様書の間には相違がある場合、委託仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>現場説明書及び質問回答書</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>別冊の図面、特記仕様書</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td><u> </u>建築物耐震診断業務委託共通仕様書</td> </tr> </tbody> </table>	順位	内容	(1)	現場説明書及び質問回答書	(2)	別冊の図面、特記仕様書	(3)	<u> </u> 建築物耐震診断業務委託共通仕様書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>現場説明書及び質問回答書</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>別冊の図面、特記仕様書</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>福島県建築物耐震診断業務委託 <u> </u> 仕様書</td> </tr> </tbody> </table>	順位	内容	(1)	現場説明書及び質問回答書	(2)	別冊の図面、特記仕様書	(3)	福島県建築物耐震診断業務委託 <u> </u> 仕様書
順位	内容																
(1)	現場説明書及び質問回答書																
(2)	別冊の図面、特記仕様書																
(3)	<u> </u> 建築物耐震診断業務委託共通仕様書																
順位	内容																
(1)	現場説明書及び質問回答書																
(2)	別冊の図面、特記仕様書																
(3)	福島県建築物耐震診断業務委託 <u> </u> 仕様書																
3 (略) (用語の定義) 第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) 「仕様書」とは、 <u> </u> 建築物耐震診断業務委託共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。 (8) 「特記仕様書」とは、当該委託業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で、 <u> </u> 建築物耐震診断業務委託特記仕様書をいう。 (9)～(21) (略) (22)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、 <u>記名</u> したものを有効とする。緊急を有する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 (23) (略) (24)「打合せ」とは、委託業務を適正かつ円滑に実施するために管理	3 (略) (用語の定義) 第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) 「仕様書」とは、 <u>福島県</u> 建築物耐震診断業務委託 <u> </u> 仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。 (8) 「特記仕様書」とは、当該委託業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で、 <u>福島県</u> 建築物耐震診断業務委託特記仕様書をいう。 (9)～(21) (略) (22)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、 <u>署名又は捺印</u> したものを有効とする。緊急を有する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 (23) (略) (24)「打合わせ」とは、委託業務を適正かつ円滑に実施するために管理																

改定後	改定前
<p>技術者等と監督員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。 (25)～(27) (略)</p> <p>第二章 委託業務の範囲 第3条 (略)</p> <p>第三章 業務の実施 第4条～第12条 (略)</p> <p>(資料の貸与等) 第13条 <u>発注者</u>は、耐震診断等の業務を行うために必要となる図書その他関係資料等(以下「資料等」という。)がある場合は、これを貸与するものとする。 2～3 (略)</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>(再委託) 第19条 契約書第3条の2に定める「主たる部分」とは、業務における総合的な判断、構造耐震指標の算定及び一般調査並びに業務遂行管理をいい、<u>受注者</u>は、これを再委託することはできない。 2～4 (略)</p> <p>(社内審査) 第21条 (略) 2 <u>受注者</u>は、特記仕様書により、<u>(一社)福島県建築士事務所協会等</u>が組織する建築物耐震診断判定委員会の判定を受けることとされた場合には、当該委員会の発行した判定書を、前項の報告書に添付しなければならない。</p>	<p>技術者等と監督員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。 (25)～(27) (略)</p> <p>第二章 委託業務の範囲 第3条 (略)</p> <p>第三章 業務の実施 第4条～第12条 (略)</p> <p>(資料の貸与等) 第13条 <u>受注者</u>は、耐震診断等の業務を行うために必要となる図書その他関係資料等(以下「資料等」という。)がある場合は、これを貸与するものとする。 2～3 (略)</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>(再委託) 第19条 契約書第3条の2に定める「主たる部分」とは、業務における総合的な判断、構造耐震指標の算定及び一般調査並びに業務遂行管理をいい、<u>受託者</u>は、これを再委託することはできない。 2～4 (略)</p> <p>(社内審査) 第21条 (略) 2 <u>受注者</u>は、特記仕様書により、<u>(社)福島県建築設計協会等</u>が組織する建築物耐震診断判定委員会の判定を受けることとされた場合には、当該委員会の発行した判定書を、前項の報告書に添付しなければならない。</p>

改定後	改定前
<p>(成果物の提出)</p> <p>第22条 受注者は、完了<u>検査</u>終了後、委託業務完了届に成果物目録を添付し、提出するものとする。</p> <p>第23条～第25条 (略)</p> <p>第四章 その他 (関係様式等)</p> <p>第26条 各条項の届出書、通知書等は、<u>建築関係</u>設計業務委託共通仕様書の様式に準じるものとする。</p>	<p>(成果物の提出)</p> <p>第22条 受注者は、完了<u>審査</u>終了後、委託業務完了届に成果物目録を添付し、提出するものとする。</p> <p>第23条～第25条 (略)</p> <p>第四章 その他 (関係様式等)</p> <p>第26条 各条項の届出書、通知書等は、<u>建築・設備</u>設計業務委託共通仕様書の様式に準じるものとする。</p>